

## 「第三次群馬県循環型社会づくり推進計画」の変更について

廃棄物・リサイクル課

### 1 趣旨

令和3年3月に策定した「第三次群馬県循環型社会づくり推進計画」について、循環型社会づくりに関する次の個別計画の内容を追加し、所要の変更を行う。

	個別計画	内 容
1	群馬県食品ロス削減推進計画 (新規策定)	・食品ロス削減推進法に基づき、食品ロス削減を推進する意義や基本的方向をはじめ、削減目標や目標達成のための体系的な施策を示す。
2	群馬県バイオマス活用推進計画 (次期計画策定)	・バイオマス活用推進基本法に基づき、本県のバイオマス活用施策を推進するため、バイオマス活用の基本的な取組方針と利用量等の目標を示す。
3	群馬県海岸漂着物対策推進地域計画 (新規策定)	・海岸漂着物処理推進法に基づき、沿岸県と連携した本県の海岸漂着物対策の基本的な方向性やプラスチックごみの発生抑制対策等の内容を示す。

### 2 計画（変更案）の概要

変更箇所		個別計画	変更内容（案）	ページ
第1章	第1節第1項	共通	・計画策定の趣旨を変更	1
	第1節第2項	食品ロス バイオマス 海岸漂着物	・計画の位置付けを追加	1～2
第2章	第1節第1項	食品ロス	・食品ロス削減推進法の説明を修正	5
		バイオマス	・バイオマス活用推進基本法の説明を追加	6
		共通	・プラスチック資源循環促進法の説明を追加	6～7
		海岸漂着物	・海岸漂着物処理推進法の説明を追加	7～8
	第1節第2項	食品ロス	・基本的な方針の説明を追加	11
		バイオマス	・基本計画の説明を追加	11
		海岸漂着物	・基本的な方針の説明を追加	11
		共通	・プラスチック資源循環促進に係る基本的な方針の説明を追加	11～12
	第2節第4項	食品ロス	・現状及び課題の説明を追加	46～48
	第2節第5項	バイオマス		49～51

第4章	第2節第5項	食品ロス	・目標を追加	74～75
	第2節第6項	バイオマス		75
	第3節第1項	共通	・時点修正等	82
	第3節第3項	食品ロス	・県の施策展開の説明を追加	90～93
	第3節第4項	バイオマス		94～96
第5章	第5章	海岸漂着物	・海岸漂着物対策推進について追加	105～123
	第1節第1項		・背景を記載	105
	第2節第1項		・河川へのごみ流出状況を記載	106
	第2節第2項		・調査結果を記載	107
	第2節第3項		・本県における課題を記載	110
	第3節第1項		・重点区域を設定	112
	第3節第2項		・発生抑制対策を記載	112～116
	第3節第3項		・環境教育について記載	116～117
	第3節第4項		・普及啓発について記載	118～119
	第3節第5項		・数値目標を記載	119～120
	第4節第1項		・関係者の役割分担について記載	121
	第4節第2項		・流域県との連携について記載	112
	第5節		・施策効果の検証のためのモニタリング等を記載	123
第6章	第1節第1項	食品ロス バイオマス	・県民の役割について説明を追加	125
	第1節第2項		・大学等の学術・研究機関等の役割について説明を追加	125
	第1節第3項		・事業者（製造業、小売業等）の役割について説明を追加	125～126
	第1節第5項		・市町村の役割について説明を追加	126
	第2節	共通	・循環型部会の設置、県民会議の廃止に伴い、進捗管理を行う組織を変更	127

### ○変更スケジュール

時期	内容	備考
令和3年11月19日	環境審議会	・諮問
令和4年1月28日	環境審議会循環型社会づくり推進部会	・審議
2月7日	環境審議会	・答申
2月上旬	廃棄物処理法に基づく市町村意見聴取	
	パブリックコメント	
3月	群馬県議会環境農林常任委員会	・説明
	計画の策定・公表	